

参加料の記載のないものは無料です。／市外局番 (0154) を省略しています。／市役所本庁舎は「市役所」、市役所防災庁舎は「防災庁舎」に省略しています。

その他

●ひとり親家庭等の親(託児あり。要予約)
 ●弁護士による無料法律相談
 日 3月11日(水)午後1時30分～4時
 対ひとり親家庭の親、一般の方(託児あり。要予約)
 定 4人
 内 離婚、親権、面接交渉権等
 【共通】☎電話で釧路母子家庭等就業・自立支援センター(☎22・2401)へ

上下水道料金
 夜間・日曜納付相談窓口
 夜間 3月17日(火)午後8時まで
 日曜 3月15日(日)午前9時～午後5時

●上下水道料金お客様サービスセンター(南大通2-1-121)
 ●第一環境(釧路事務所(上下水道部)検査および収納等業務委託会社☎43・2161)

商業労政課からのお知らせ

●キャッシュレス化・軽減税率への対応は済みですか?
 10月1日からの消費税率の引き上げに伴い、キャッシュレスでの支払いに対するポイント還元や軽減税率制度が実施されています。これらへの対応が必要になる事業者の皆さんに対して、各種支援制度が用意されています。詳しくは、お問い合わせください。市ホームページ(キャッシュレス)については「キャッシュレス決済については」「軽減税率制度については」「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

●ストレスフリーな店づくり
 支援事業補助金の申請受付
 外国人旅行者が利用しやすい店づくりに対し、対象経費の一部を補助しています(予算の範囲内)。
 ☎ストレスフリーエリア等において小売業または飲食業を営む

方(住宅は対象外)
 補助対象事業等 「無料公衆無線LAN環境の整備」対象経費の2分の1以内で限度額は15万円 「和式トイレの洋式化」対象経費の2分の1以内で限度額は15万円 「多言語対応」対象経費の2分の1以内で限度額は2万円
 ☎詳細は、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

●ビズサポくしろについて
 市内の創業者、事業者の皆さんへ各種支援制度等の情報を提供します。ぜひ活用ください!
 ☎ <https://www.bizushiro.jp/>
 【共通】☎商業労政課(☎31・4611)

20(令和2)年度の
 水道水質検査計画を
 策定しました
 20(令和2)年度に実施する水道水の水質検査計画は、市役所および各行政センター市政情報コーナー、上下水道部、市ホームページでご覧になれます。水質検査結果については、右記の他、中央図書館などでもご覧いただけます。
 ☎上下水道部水質管理課(☎36・9562)

●電気が原因の火災に注意
 家具等の裏側にあるコンセントは普段抜き差しすることが少ないため、長期間放置していると、プラグにたまったほこりが湿気を吸ってショートし、火災の原因となる恐れがあります。目の届きにくいコンセントプラグも定期的に掃除をしましょう。
 ☎消防本部予防課予防広報担当(☎23・0426)

●市民意見提出手続条例に基づき
 意見募集結果
 皆さんのご意見を踏まえ、見直し案をとりまとめました。

●意見ありがとうございました。
 ●保育所等の利用者選考に係る「保育の優先利用基準」の見直しについて
 1件
 ☎こども育成課保育担当(☎31・4541)

●交通死亡事故が多発しています
 昨年中の市内の交通事故死者数は4人でしたが、今年は1月25日～2月15日で3人の方が亡くなっています。これ以上、悲惨な交通事故の犠牲者を出さないため、家族や学校、職場、町内会などにおいて交通安全への意識を高め、安全で安心して暮らせるまちを目指しましょう。
 ☎市民生活課(☎31・4521)

●各種相談
 ●女性のための
 ●なんでも無料法律相談所
 (要予約。当日受付可)
 ☎3月6日(金)午後1時30分～3時30分
 ☎市役所1階ギャラリ
 ☎釧路人権擁護委員協議会事務局(☎31・5014)
 ●ひまわり法律相談プロジェクト
 (予約者優先。当日受付可)
 ☎3月7日(土)午後1時～4時
 ☎イオンモール釧路昭和2階イオンホール
 ●釧路弁護士会法律相談センター(☎41・3444)
 ●女性のための無料法律相談
 (要予約。先着4人)
 ☎3月11日(水)午後1時～3時
 ☎☎3月4日(水)午前9時から電話でMOO3階男女平等参画センターふらっと(☎65・1034)へ

●障がい者就労支援相談
 (要予約)
 ☎3月19日(木)午後1時～4時
 ☎防災庁舎3階障がい福祉課
 ☎障がい福祉課(☎31・4537)・障がい者就業・生活支援センターふれん(☎65・6500)
 ●生活相談支援センター
 「くらしごと」(要予約)
 ☎月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後6時
 ☎生活や就労に関する相談
 ☎☎くらしごと(北大通12-1-14ビケンワークビル1階☎65・1250)

●男女平等参画相談
 ☎月～金曜日(祝日を除く)午前8時50分～午後5時20分
 ☎市役所2階市民協働推進相談室※電話での相談も可
 ☎男女平等参画に関する市の施策についての意見等、男女平等参画の推進を阻害すると認められるものについての申し出、その他、男女平等参画の推進に関する相談
 ☎市民協働推進課(男女平等参画相談☎61・5030)
 ●雇用労働相談
 ☎月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後5時
 ☎市役所1階市民相談室等
 ☎市役所1階庁舎案内または商業労政課(☎31・4522)へ
 ※メールでの相談も受け付けています。
 ☎ <https://www.city.kushiro.lg.jp/form/form197.html>

●法律相談(要予約。先着6人)
 ☎3月6日(金)、19日(木)、4月3日(金)午後1時～3時
 ●人権相談(要予約。先着5人)
 ☎3月13日(金)、27日(金)午後1時～3時30分
 ●行政相談(当日受付)
 ☎3月3日(火)、17日(火)午後1時～3時
 【共通】☎市役所1階市民相談室
 ☎相談日の1週間前の午前8時50分から電話で市民協働推進課(☎31・4504・4505)へ
 ※行政相談は当日受付

●市民意見提出手続条例に基づき 皆さんの意見を募集します

下記の素案の詳しい内容は、各公表場所に備え付けの資料か、市ホームページをご覧ください。

釧路市湿原展望台条例施行規則の一部改正	
内容	釧路市湿原展望台(以下、「展望台」という。)では、開館時間を夏期(5～10月)と冬期(11～4月)に区分し、夏期の開館時間は午後6時まで、冬期の開館時間は午後5時までとしているが、夏期を4～9月、冬期を10～3月に変更することとし、展望台の開館時間等について定める釧路市湿原展望台条例施行規則の一部を改正するもの。
募集期間	～3月16日(月)
素案の公表場所	市役所・各行政センター1階市政情報コーナー、各支所、市ホームページ 市役所4階観光振興室
意見の提出方法	住所、氏名(団体名)、電話番号を記入の上、メール、郵送、信書便、ファクス、持参で提出してください。様式は問いません。
提出・問合せ先	観光振興室 (〒085-8505黒金町7-5 ☎31-4549☎31-4203) ☑ka-kankou@city.kushiro.lg.jp

釧網本線利用促進講演会

～JR釧網本線を未来に引き継ぐために～

JR釧網本線の維持・活性化に向けて、現在、同線ではJR北海道と共に沿線自治体等が連携して利用促進に取り組んでいます。くしろ湿原ノロッコ号やSL冬の湿原号など、魅力あふれる観光列車が運行する同線の未来について、共に考えてみませんか。

☎ 3月26日(木)午後6時～7時(開場は午後5時30分)
 ☎ 釧路プリンスホテル3階北斗の間
 ☎ ①「釧網本線の活性化について」
 北海道旅客鉄道株式会社釧路支社長 萩原 国彦 氏
 ②「釧網本線を軸とした地域と取組むMaaS(※)の可能性」
 WILLER株式会社代表取締役 村瀬 茂高 氏
 ※ MaaS = Mobility as a Service
 ☎ JR釧網本線維持活性化沿線協議会事務局(都市経営課内☎31-4502)